

1. 調査の概要 藤原宮内裏・大極殿地区の東辺に沿って外側に、南北に三つ配置された同規模の官衙区画のうち、南区の塀、中区の塀、及びその間の宮内道路を中心に、面積1,100㎡の調査区を設定し、各区画の外周の様相と造営時期の確定を目的として、1993年4月1日から調査を開始した。

2. 遺構

【藤原宮期の遺構】

[中区]

- ・南面の塀01 (SA6629) 西半で8間、東半で東南隅を含め11間を検出した。西南隅からの総長は65.6m (225尺)。1間9尺で柱間25間である。南側に雨落溝08を伴う。
- ・区画内の石敷07 (SX7632) 調査区西半の北側に良好に遺存し、南側を石組溝06で限る。石組溝は南面塀の北側雨落溝を兼ね、調査区西端で北側へかぎの手に折れまがり、この部分に門を開いていたと推定される。また石敷の一部には矩形に石を欠く部分があり、植栽などに利用したのであろうか。
- ・南面塀に先行する地割溝14 (SD6627) 塀に先だつ地割溝であり、西半ではこれをそのまま布掘りの掘形に転用して立柱を行っている。
- ・東面の塀02 (SA3633) 東南隅から2間分を検出した。柱間は9尺。総長は71.2m (233尺) である。

[南区]

- ・北面の塀03 (SA6634) 調査区西半で6間、東半で東北隅を検出した。柱間は2.62m (9尺) である。西北隅からの総長は中区と全く等しく65.6m、これを25間に割り付けている。南北に雨落溝10・11を伴う。
- ・北面塀に先行する地割溝15 (SD6638) 幅約60cm、西方で宮基幹水路SD105に至る。区画設定のための地割溝と推定した。炭化物や加工した木片の残材を多量に含む。

[区画間道路]

宮内道路05は、南北両側の側溝(08・10)心々で9.5m (33尺)の幅を持ち、中区と北区の間の道路よりもややせまい。

【藤原宮期以外の遺構】

調査区西半南端に、北側柱を5間分検出した建物16 (SB6625)は、宮造営直前期に位置づけられ、掘形の一辺1.5m前後、また桁行総長25.8mという大規模なものである。こ

れに重複し、より新しい建物17は、北庇を持ち、方位から奈良時代に位置づけられる。調査区東南隅には、南区面東面の塀04に重複する一辺約2mの巨大な柱掘形を二つ検出しており(建物22)、やはり宮直前期の可能性が高い。

この他に方位の少し振れる古墳時代の建物19・21などがある。

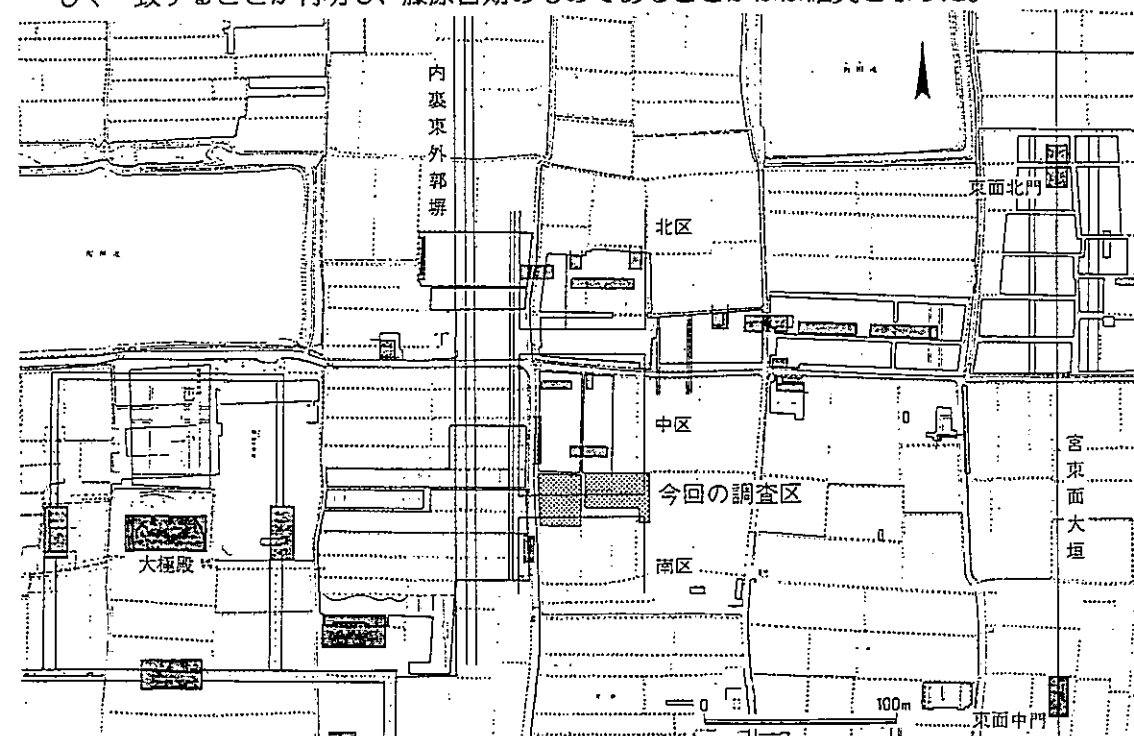
3. 遺物 出土遺物には瓦や土器などがある。土器は各遺構から出土した。瓦の出土量は極めて少ない。

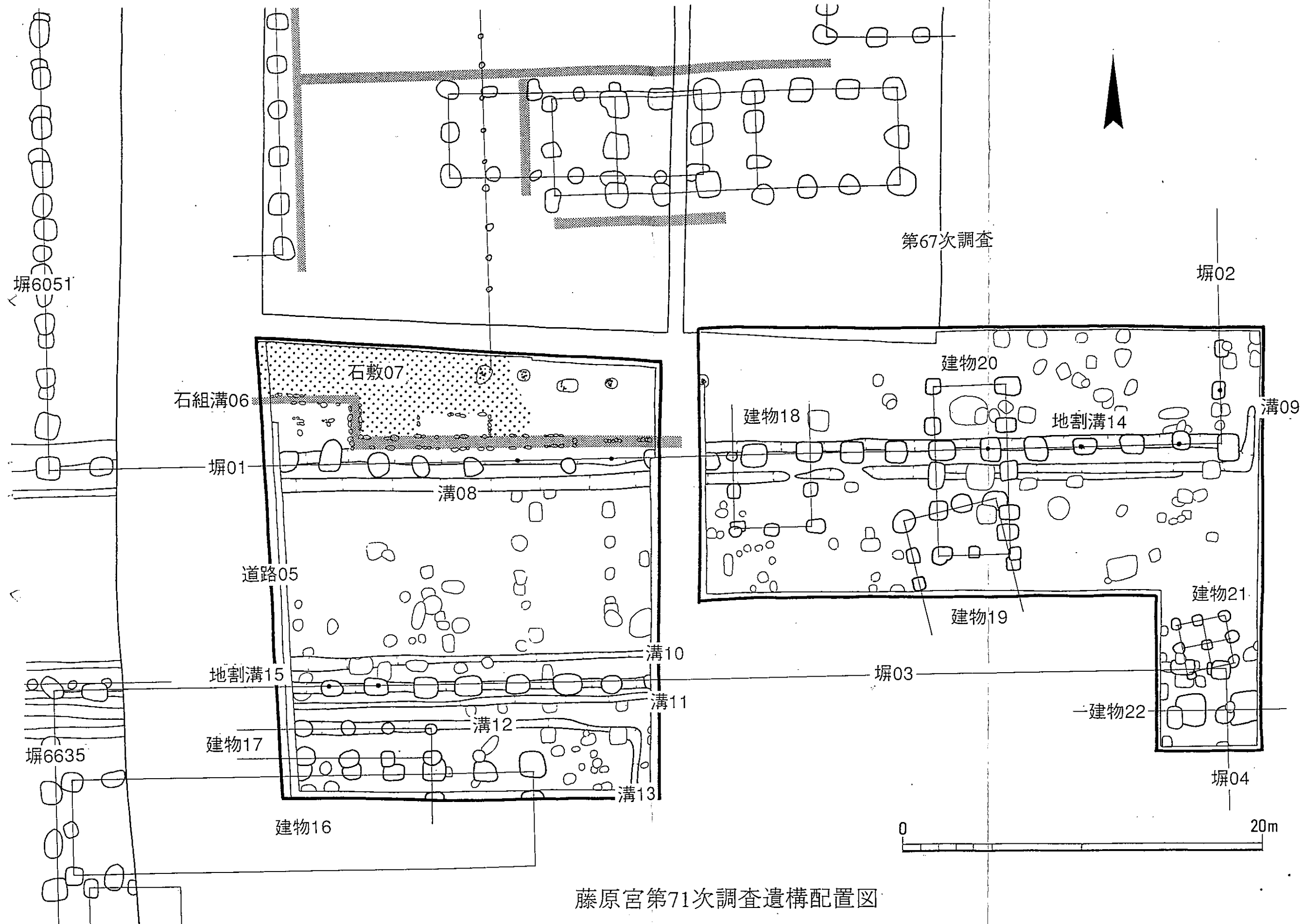
4. まとめ 今回の調査成果は次の2点に集約されよう。

1) 宮の地表面を検出したこと。石敷の発見により、藤原宮の旧地表面が保存されているのを確認したのは、これまでもほとんど例がなく、今後の調査の指針としても大きな意義を持つ。

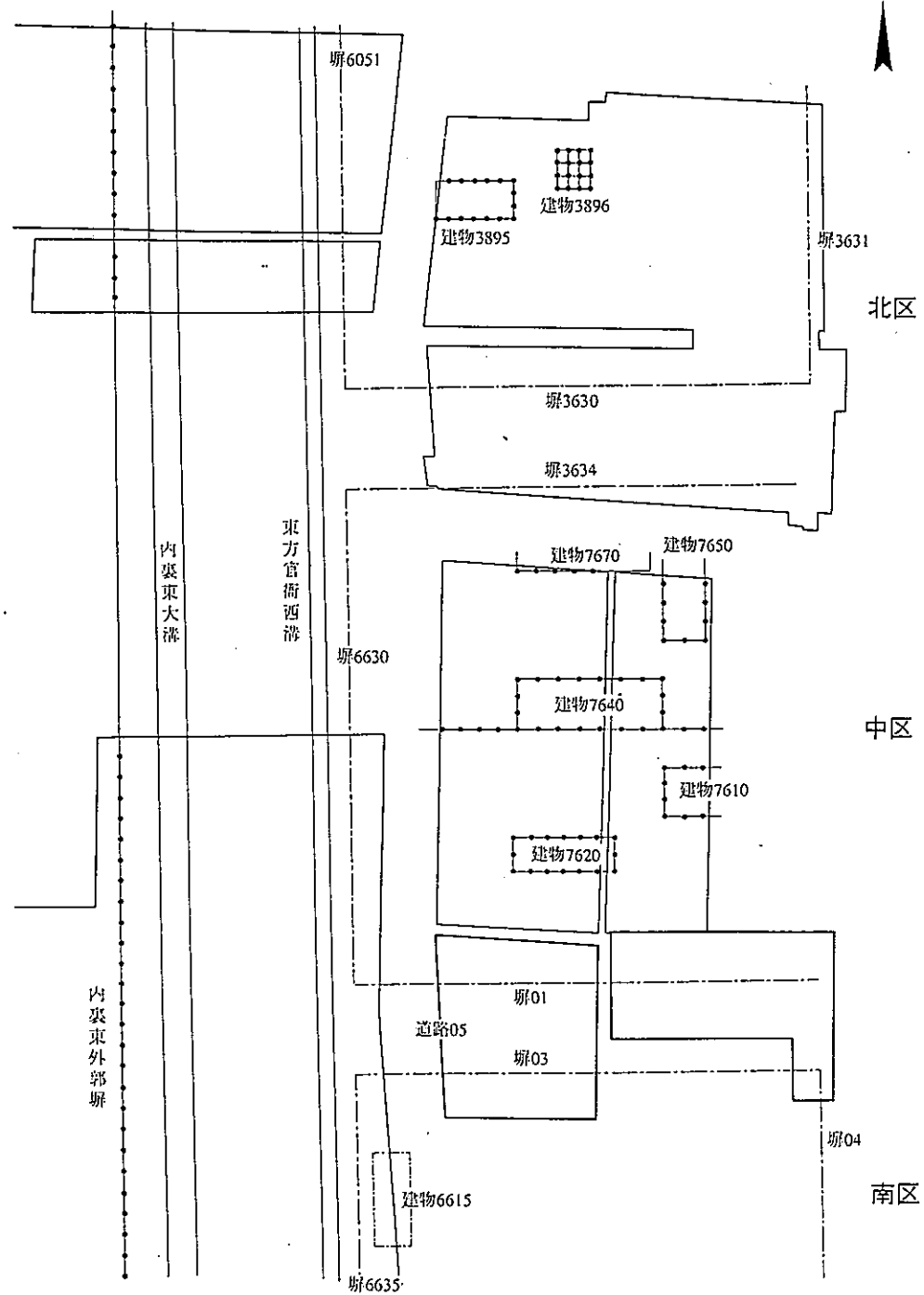
2) 官衙に2時期の造営が推定されたこと。すなわち中区は、A期にも大規模な主殿を中心とした整然とする建物配置を取っていたが、B期に至ってすべての建物を改め、区画内全域に石敷を施している。B期の年代は大宝令施行以後である。南区については不明の点が多いが、これらの区画の性格については、今後多角的に検討を加える必要がある。

なお、石敷を含めたB期の遺構の時期を、第67次調査の段階では、藤原宮期以降、平安時代にまで降る可能性を含めて想定していたが、今回、上述のように石敷が石組溝で終わり、石組溝は区画塀に沿って塀と方位が等しく、またこの方位はB期の建物の方位とも正しく一致することが判明し、藤原宮期のものであることがほぼ確実となった。

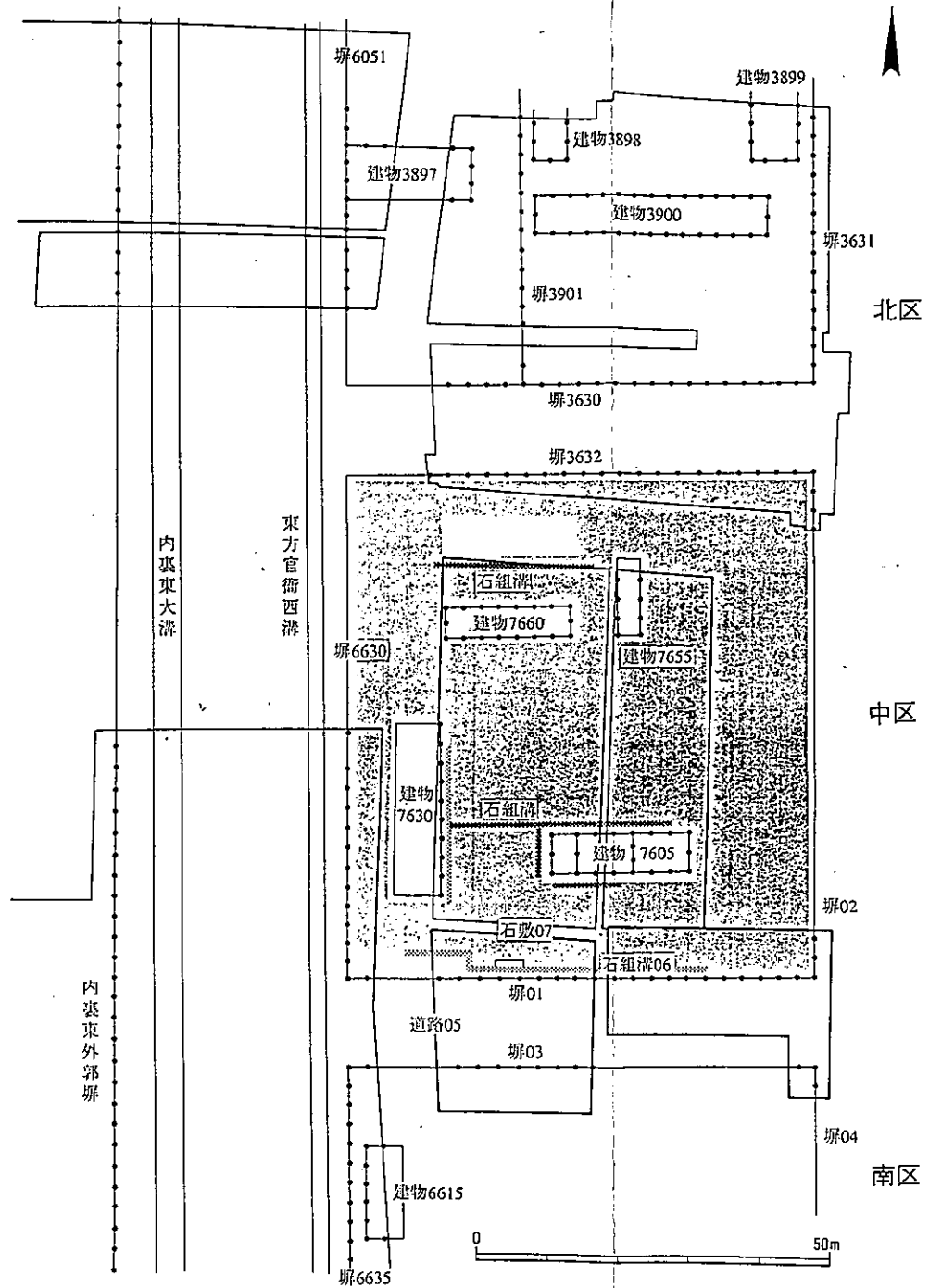




藤原宮第71次調査遺構配置図



(A期)



(B期)

藤原宮東方官衙地区藤原宮期遺構変遷図